

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税／全期
- 介護保険料／第1期
- 農業集落排水処理施設使用料／第1期
- 提塘占用料／全期
- 保育料／5月分
- 納期限／5月31日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税種別割について

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関または役場会計窓口にて納付してください。
平日の日中に納付することが難しい方は、**休日でも郵便局のATMでご利用いただける納付書がご用意**していますので、総務部税務課までお問合せください。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却

時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等の第三者に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできませんのでご注意ください。

軽自動車税種別割の税率について

●重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に経年車重課制度が導入されました。最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、**車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください**。なお、平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けている場合は、最初の新規検査の「月」の把握ができないため、**最初の新規検査を受けた年の12月から起算**しますので、ご注意ください。

車種			重課税率(年額)	旧税率(年額)
			最初の新規検査が平成20年3月までの車両※	最初の新規検査が平成20年4月から平成27年3月までの車両
軽三輪			4,600円	3,100円
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円
		営業用	8,200円	5,500円
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円
		営業用	4,500円	3,000円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

●グリーン化特例の延長について

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の車両について、排ガス性能に応じて**軽減される税率の見直しが行われました**。

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽減）の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕
軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75%軽減	75%軽減
2020年度基準+30%達成		50%軽減
2020年度基準+10%達成	50%軽減	25%軽減

【見直し後】

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減

グリーン化特例（軽減）の対象外とすることについて令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。
※営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

軽自動車税種別割の口座振替の方の納税証明書について

口座振替をご契約の方には、6月中旬ごろに継続検査用(車検用)の納税証明書を送付いたします。

●問合せ先

総務部税務課

●減免について

次の手帳を持つ所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税種別割が減免されます。

○身体障害者手帳



○戦傷病者手帳

○療育手帳

○精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑をお持ちになつて役場にて申請をしてください。なお、継続減免については、2月ごろに郵送される現況報告書へ必要事項を記入、返送することで、次年度も引き続き減免を受けることができます。

また、車いす輸送車等構造上専ら身体障害者を輸送するための設備を整えた車両も減免できる場合がありますので、総務部税務課までお問合せください。申請には、構造とナンバーが分かる写真、納税通知書、印鑑が必要です。

●申請期限

5月31日(月)

減免申請の期限は5月31日(月)ですが、事務処理の都合上、5月24日(月)までの申請にご協力お願いします。

●問合せ先

総務部税務課

自動車税種別割の納税をお忘れなく

5月31日(月)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ち

の方に対し、4月30日(金)に県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード(決済手数料がかかります)、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)でも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに終わっていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

●問合せ先 西尾張県税事務所

☎0586・45・3170

▽ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

海部南部権利擁護センターの
成年後見支援について

～巡回相談(要予約)～

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

5月11日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

～弁護士による

法律相談(要予約)～

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

5月20日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費

無料

●受付時間

午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69・8181

FAX 69・8180

有害鳥獣追払いのお知らせ

田植えの時期に合わせて、ロケット花火による有害鳥獣(ドバト、カラス、カモ等)の追払いを行います。田植えを行っている、ほ場の近くでは、花火の音がすることがあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

開発部経済課